

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

| No. | 案 件 名 称                                      | 委託種目 | 契約の相手方         | 契約金額(税込)   | 契約日        | 根拠法令                              | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|----------------------------------------------|------|----------------|------------|------------|-----------------------------------|----------------------|-----|
| 1   | 大阪市鶴見区役所<br>吸収冷温水機修繕業<br>務委託に係る経費の<br>支出について | その他  | 川重冷熱工業株<br>式会社 | 1,482,360円 | 令和6年10月4日  | 地方自治法施<br>行令第167条<br>の2第1項第2<br>号 | G4                   | —   |
| 2   | 行政キオスク端末・<br>申請書作成支援シス<br>テムの案内等業務委<br>託     | その他  | 株式会社パソナ        | 4,499,000円 | 令和6年12月20日 | 地方自治法施<br>行令第167条<br>の2第1項第2<br>号 | G4                   | —   |

随意契約理由書

1 契約名称 大阪市鶴見区役所吸収冷温水機修繕業務委託

2 契約相手方 川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、鶴見区役所地下1階機械室内に設置している空調設備である吸収冷温水機の修繕業務である。

当区の吸収冷温水機は、令和4年度に空調設備保守点検業者から断火異常による燃焼装置内の不具合が見られるとの報告があった。緊急の修繕は必要ないものの、長期間放置しておくことで機械全体に悪影響を及ぼす恐れがあることから、正常な運転を維持するために部品の交換が必要であると指摘された。そのため、令和5年度には市民局と改修整備予算に係る協議を行っており、令和6年度予算を確保し、修繕を行う予定としてきた。

また当該吸収冷温水機は、設置から19年が経過し、経年劣化による取替時期となっていることから、吸収冷温水機燃焼装置の交換修繕を行うこととする。

当該吸収冷温水機は川重冷熱工業株式会社が設計製作、施工を行っており、部品交換及び試運転調整による機器の動作確認・機能保証を行うためには、製造者しか知り得ない各機器の役割・構造・動作などの知識及び技術が不可欠である。また、修繕を行う部分は、既存部分と密接不可分の関係にあることから、川重冷熱工業株式会社以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、当該機器の設計製作・施工を行っている川重冷熱工業株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所総務課 (06-6915-9012)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市鶴見区役所 行政キオスク端末・申請書作成支援システムの案内等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社パソナ

### 3 随意契約理由

鶴見区役所では、本市の「民間にできることは民間に委ねる」という方針のもと、市民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、証明書発行や届出処理業務を含む、住民情報に関する窓口業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、フロアマネージャー業務、その他関連業務について「区役所住民情報業務等委託（以下、「本件窓口業務委託」という。）」として、公募型プロポーザル方式により事業者選定のうえ業務委託を行っている。現在の業務委託契約の終了時期は令和 7 年 11 月 30 日である。

今回、マイナンバーカードの利用拡大及びサービス向上の観点から令和 7 年 2 月に行政キオスク端末の設置及び同年 3 月に申請書作成支援システムが導入されることが決定している。

今回の行政キオスク端末の設置により、証明書発行について窓口での発行に加え行政キオスク端末での発行が可能となるが、行政キオスク端末で発行できる証明書の種類が限定される点や各種法令等に基づき無料交付が可能な場合は行政キオスク端末で対応ができない点等の各種制約があるところである。こうした制約を踏まえて、手続きの混乱や利用者の不便を避けるためには、利用者の手続き内容や証明したい内容を確認したうえで、窓口または行政キオスク端末のいずれが最適か判断し、誘導、サポートすることが必要である。

こうした利用者へのサポートが不可欠である行政キオスク端末案内業務は、上記判断を本件窓口業務委託による窓口従事者と本契約による案内員が密接に連携して行い、最適な取得手段へ市民を円滑につなぐためのものである。

また、申請書作成支援システム案内業務については、上記判断において行政キオスク端末ではなく窓口を案内する必要があるとした場合に、市民に同システムによる申請書類の出力を促し、提出先である本件窓口業務委託による窓口従事者へ連携するものである。

さらに、行政キオスク端末の利用に伴う手数料収納業務については、地方自治法に定められる収納受託事業者である本件窓口業務委託の受託事業者が既に行っている窓口の収納業務とあわせて、行政キオスク端末の収納業務を行うことで業務運営の効率化につながるものである。

いずれの業務も、本件窓口業務委託の受託事業者が行う住民情報業務と一体的に業務を

行うことで利用者が混乱することなく円滑に運営できるものである。また、同一業者以外の者に履行させた場合、市民に混乱を招きかねないリスクがあるとともに責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じる恐れがあり、分離して実施することが不適切な密接不可分な業務である。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

鶴見区役所窓口サービス課住民情報担当（電話番号 06-6915-9963）